平成２０年（フ）第３１９３号
神奈川県鎌倉市寺分１丁目７番６号
破産者　株式会社フリックプランニング
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野１番地の22
破産者　丸二建設工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成１９年（フ）第６９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2992番地の２
破産者　有限会社ホテル一望閣
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第９９号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字稲荷前274番地の１、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座１―20―15
破産者　エスブランド株式会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成１９年（フ）第２６６号
香川県高松市西ハゼ町100番地
破産者　アクテム株式会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６７号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目29番５号
破産者　有限会社川野建築
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第６９９号
神奈川県南足柄市和田河原506番地
破産者　生沼　禮子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成１９年（フ）第７００号
神奈川県南足柄市生駒511番地１
破産者　成島　　尚
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成１９年（フ）第９１７号
神奈川県中郡大磯町石神台３丁目13番６号、前住所神奈川県平塚市小鍋島1297番地
破産者　渋谷　克彦
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第８１３号
神奈川県小田原市南鴨宮２―37―31　レオパレス天野第一202、開始決定時の住所神奈川県中郡二宮町山西454番地
破産者　峯尾　敏朗
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１１号
宮城県石巻市蛇田字新谷地前50番地５
破産者　北浦　秀彦
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第６７６号
佐賀市久保田町大字徳万2265番地４
破産者　石橋　宏光
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
山梨県西八代郡市川三郷町大塚4361番地
破産者　依田　俊彦
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６３８号
和歌山県紀の川市貴志川町北山501番地２、開始決定時の住所和歌山県海南市日方970番地８
破産者　木路　英世
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第８１５号
和歌山県橋本市清水194番地
破産者　萱沢鈑金こと　萱澤　　實
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１号
和歌山県海南市下津町下津1566番地４、開始決定時の住所和歌山県海南市下津町上257番地
破産者　川村　政嗣
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２０４号
和歌山市古屋507番地の143
破産者　藤本トシ子
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２５２号
和歌山市六十谷473番地の３
破産者　橋本貴平太・企画設計工房こと　橋本貴平太
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２６０号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2396―15、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1396番地10
破産者　道下建設こと　道下　幸弘
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２８４号
和歌山市有本706番地の16
破産者　エステ＆ヒーリングスペース夢見女こと山下誉子こと　許　　誉子
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係